

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正（案）

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第12条 事前調査の受け付け及び順番</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 <u>相互接続点の調査等</u></p> <p>第16条 <u>相互接続点の調査</u></p> <p>第17条 <u>相互接続点の設置の申込み</u></p> <p>第18条 <u>相互接続点を当社の通信用建物と異なる場所に設置する場合の取扱い</u></p> <p>第19条 <u>相互接続点を設置する場所の確保</u></p> <p>第20条 <u>準用</u></p> <p>第4節～第9節（略）</p> <p>第4章～第13章（略）</p> <p>第14章（略）</p> <p>第92条 <u>接続に必要な装置等の預かり保守等契約</u></p> <p>第15章（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>第1表～第2表（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第2章の2 <u>当社の通信用建物等に相互接続点を設置する手続</u></p> <p>第10条の2 <u>事前照会</u></p> <p>第10条の3 <u>相互接続点の調査</u></p> <p>第10条の4 <u>相互接続点の設置の申込み</u></p> <p>第10条の5 <u>接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り</u></p> <p>第10条の6 <u>相互接続点を当社の通信用建物と異なる場所に設置する場合の取扱い</u></p> <p>第10条の7 <u>相互接続点を設置する場所の確保</u></p> <p>第10条の8 <u>準用</u></p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第12条 事前調査の受付及び順番</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 <u>削除</u></p> <p>第16条から第20条まで <u>削除</u></p> <p>第4節～第9節（略）</p> <p>第4章～第13章（略）</p> <p>第14章（略）</p> <p>第92条 <u>接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約</u></p> <p>第92条の2 <u>接続申込者等による立会いのための立入り</u></p> <p>第92条の3 <u>接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り</u></p> <p>第92条の5 <u>工事等の制限</u></p> <p>第15章（略）</p> <p>第93条・第94条（略）</p> <p>第94条の2 <u>通信用建物の空き情報等の提供</u></p> <p>第94条の5 <u>様式の変更</u></p> <p>第95条（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>第1表～第2表（略）</p> <p>第2表の2 <u>建設請負契約に基づく負担額</u></p> <p>1 <u>算出式</u></p>

第3表 預かり保守等契約に基づく負担額

技術的条件集 (略)

別表

1 ~ 2 (略)

附則 (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

技術的条件集 (略)

別表

1 ~ 2 (略)

3 様式

附則 (略)

第2章 接続する設備の範囲

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。

ただし、当社及び接続申込者は、第16条(相互接続点の調査)第2項又は第18条(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第2章 接続する設備の範囲

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に当たり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。

ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する手続

(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の相互接続点事前照会申込書を提出することにより、当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道に関する情報の提供を請求することができます。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が相互接続点事前照会申込書に指定する事項とします。

(1) 当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等(技術的、経済的等による代替性の観点に基づき当社の通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」といいます。)を設置することが可能な場所の位置及びその量

(2) 前号の場所において接続申込者が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する設備に係る情報

(3) 第1号の通信用建物において接続に必要な装置等を設置するために利用することができる当社のMDFにおける空き端子数

(4) その他次条第1項の相互接続点調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、特別の事情がない限り、2週間以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を提供するよう努めます。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する設備又はMDFにおける空き端子の保留は行いません。

(相互接続点の調査)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2. 前項の場合において、その相互接続点を設置しようとする箇所が第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、当社は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。
3. 当社は、第1項に規定する申込みがあったときは、その通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路又はとう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱（以下「通信用建物等」といいます。）について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を第1項に規定する相互接続点調査申込書に添付することを要します。
4. 前項の場合において、接続申込者が設置しようとする装置等が前項の定義に照らし接続に必要な装置等ではないと当社が判断したときは、当社は、前項の検討に先立って、その接続申込者に協議を申し入れることがあります。協議の結果、その装置等が接続に必要な装置等でないことが明らかとなったときは、当社は、第1項に規定する申込みを承諾しないことがあります。この場合において、当社は、書面により接続に必要な装置等ではないという理由を通知します。
5. 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、特別の事情がない限り、1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を別表3（様式）様式第4の書面により行います。この場合において、接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定することはしないものとします。
 - (1) その通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社の電気通信設備であって、現に当社の電気通信役務の提供又は他事業者の電気通信設備との相互接続の用に供されておらず、かつ、その計画がないものを撤去するものとしたときに生ずる空き場所を含みます。）がないこと。
 - (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、当社の通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に電磁波による支障を与えるおそれがあること。
 - (4) 当社の通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行なうことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する当社の通信用建物に関し、電力会社（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。）と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。
 - (6) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、消防法その他の法令に違反し、又は違反するおそれがあること。
 - (7) その他当社の業務上支障を及ぼすおそれがあること。
6. 前項の場合において、その通信用建物内に相互接続点を設置することができないときは、

当社は、書面によりその理由を通知します。

(相互接続点の設置の申込み)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を受け取った後3ヶ月以内に、別表3(様式)様式第5の書面により、当社に対し、当社が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が3ヶ月以内にその申込みを行わないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答は、その効力を失います。

2 当社は、前項の規定により接続申込者から相互接続点を設置する旨の申込みを受けた場合は、その通信用建物等について、相互接続点及び接続に必要な装置等の設置のため空き場所を保留します。

ただし、接続申込者が前項の申込みの受付後1年以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。)に着手しないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答はその効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置のために必要となる空き場所の量がその回答における空き場所の量に満たない場合であって、その空き場所に関してその接続申込者以外の他事業者から前条第1項の申込みがあったときは、その満たない部分についても、同様とします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3(様式)様式第6の書面により立入りをを行う当社の通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

3 当社は、特別の事情がない限り、前項の通知がなされた日から2営業日以内に別表3(様式)様式第7の書面により前項の承諾(承諾を行わない場合は、書面によるその理由の通知)を行います。

4 前各項の規定は、当社が第10条の3(相互接続点の調査)第5項第1号に該当するものとして同条第6項の通知をした場合に準用します。

(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1) 当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の切分けが明確となる方法により接続がなされること。

(2) 相互接続点は、第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に設置されること。

(3) その他当社の業務遂行上著しい支障がないこと。

(事前調査の申込み)

第11条 (略)

2 接続申込者は、当社所定の事前調査の申込書(以下「事前調査申込書」といいます。)を、当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3・4 (略)

(事前調査の受け付け及び順番)

第12条 当社は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を書面により通知します。

3 (略)

(事前調査の回答)

第13条 当社は、事前調査申込みの受け付け後1ヶ月以内に、接続の可否をその接続申込者に書面により通知します。

2～5 (略)

(ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等)

第14条 接続申込者は、第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査申込書の提出から第21条(接続申込み)に規定する接続申込みまでの間、当社の指定電気通信設備(ソフトウェアに限りません。以下この条及び次条において同じとします。)の設置又は改修に係る費用の適正性に関する協議を申込みことができます。

2～3 (略)

第3節 相互接続点の調査等

(相互接続点の調査)

第16条 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、相互接続点調査申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指

2 第10条の3(相互接続点の調査)第6項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合又は前条の規定により当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査)第1項、同条第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(事前調査の申込み)

第11条 (略)

2 接続申込者は、別表3(様式)様式第8の事前調査の申込書(以下「事前調査申込書」といいます。)を、当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3・4 (略)

(事前調査の受付及び順番)

第12条 当社は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受付とします。

2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3(様式)様式第9の書面により通知します。

3 (略)

(事前調査の回答)

第13条 当社は、事前調査申込みの受付後1ヶ月以内に、接続の可否をその接続申込者に別表3(様式)様式第10の書面により通知します。

2～5 (略)

(ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等)

第14条 接続申込者は、第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査申込書の提出から第21条(接続申込み)に規定する接続申込みまでの間、別表3(様式)様式第11の書面により当社の指定電気通信設備(ソフトウェアに限りません。以下この条及び次条において同じとします。)の設置又は改修に係る費用の適正性に関する協議を申込みことができます。

2～3 (略)

第3節 削除

第16条から第20条まで 削除

定を含みます。)を行うことを要します。

2 前項の場合において、その相互接続点を設置しようとする箇所が第5条(標準的な接続箇所)第1項に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、当社は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定することとします。

3 当社は、第1項に規定する申込みがあったときは、その通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路又はとう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱(以下「通信用建物等」といいます。)について、接続に必要な不可欠な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等(技術的、経済的等による代替性の観点に基づき当社の通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」といいます。)の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを証する書面を第1項に規定する相互接続点調査申込書に添付することを要します。

4 前項の場合において、接続申込者が設置しようとする装置等が前項の定義に照らし接続に必要な装置等ではないと当社が判断したときは、当社は、前項の検討に先立って、その接続申込者に協議を申し入れることがあります。協議の結果、当該装置等が接続に必要な装置等でないことが明らかとなったときは、当社は、第1項に規定する申込みを承諾しないことがあります。この場合において、当社は、書面により接続に必要な装置等ではないという理由を通知することとします。

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号の何れにも該当しないと判断したときは、特別の事情がない限り、1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を書面により行います。

(1) その通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所がないこと。

(2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受電装置の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、当社の通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に電磁波による支障を与えるおそれがあること。

(4) 当社の通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行なうことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する当社の通信用建物に関し、電力会社(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

(6) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、消防法その他の法令に違反し、又は違反するおそれがあること。

(7) その他当社の業務上支障を及ぼすおそれがあること。

6 前項の場合において、その通信用建物内に相互接続点を設置することができない場合は、当社は、書面によりその理由を通知することとします。

(相互接続点の設置の申込み)

第17条 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を受け取った後3ヶ月以内に、書面により、当社に対し、当社が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が、3ヶ月以内にその申込みを

行わないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答は、その効力を失います。

2 当社は、前項の規定により接続申込者から相互接続点を設置する旨の申込みを受けた場合には、その通信用建物等について、相互接続点及び接続に必要な装置等の設置のため空き場所を保留することとします。

ただし、接続申込者が、第92条（接続に必要な装置等の預かり保守等契約）に規定する設置工事等の契約（その工事に着手する期日は、前項の申込みの受け付け後1年以内とします。）を当社と締結しない場合には、当社が行った相互接続点の調査に関する回答はその効力を失い、当社は通信用建物等の保留を解除します。

（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）

第18条 当社は、接続申込者から当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合には、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1) 当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の切分けが明確となる方法により接続がなされること。

(2) 相互接続点は、第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に設置されること。

(3) その他当社の業務遂行上著しい支障がないこと。

2 第16条（相互接続点の調査）第6項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（相互接続点を設置する場所の確保）

第19条 接続申込者は、相互接続点を第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合又は前条の規定により当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合には、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

（準用）

第20条 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第16条（相互接続点の調査）第1項、第2項又は第18条（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

第4節 接続申込み

（接続申込み）

第21条 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、書面により、当社に対し接続の申込みの意思表示（以下「接続申込み」といいます。）を行うものとし、当社は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。

2～3（略）

（接続申込みの承諾）

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って承諾します。

(1)～(4)（略）

2 第16条（相互接続点の調査）第6項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

第4節 接続申込み

（接続申込み）

第21条 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に別表3（様式）様式第12の書面により当社に対し接続の申込みの意思表示（以下「接続申込み」といいます。）を行うものとし、当社は、その書面の受付をもって接続申込みの受付とします。

2～3（略）

（接続申込みの承諾）

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査）第6項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の資料を提出することを要します。

(1) (2)以外の場合

相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線数及び回線開通を希望する時期を記入した資料

(2) 活用型PHS事業者の場合

事業展開地域、サービスの開始を希望する時期、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとの基地局回線の回線数及び回線開通を希望する時期、当社の交換機を設置する通信用建物ごとの呼量、PHS網制御局ごとの契約登録件数及びPHS番号の使用を希望する時期等必要事項を記入した当社所定の設備建設申込書

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

2 第16条(相互接続点の調査)第6項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に変更の申込みがあった場合は、次の場合を除き承諾します。

(1)～(2) (略)

2 第16条(相互接続点の調査)第6項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に中止の申込みがあった場合は、これを承諾します。

4 (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを書面により通知します。

(接続用ソフトウェアの開発の中止)

第33条 当社は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に中止の申込みがあった場合は、これを承諾します。

2 (略)

(その他の工事の請求)

第37条 当社は、接続申込者から、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の資料を提出することを要します。

(1) (2)以外の場合

相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線数及び回線開通を希望する時期を記入した別表3(様式)様式第14の申込書

(2) 活用型PHS事業者の場合

事業展開地域、サービスの開始を希望する時期、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとの基地局回線の回線数及び回線開通を希望する時期、当社の交換機を設置する通信用建物ごとの呼量、PHS網制御局ごとの契約登録件数及びPHS番号の使用を希望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15の設備建設申込書

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

2 第10条の3(相互接続点の調査)第6項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第16の書面による変更の申込みがあった場合は、次の場合を除き別表3(様式)様式第17の書面により承諾します。

(1)～(2) (略)

2 第10条の3(相互接続点の調査)第6項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第18の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3(様式)様式第19の書面によりこれを承諾します。

4 (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

(接続用ソフトウェアの開発の中止)

第33条 当社は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表3(様式)様式第21の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3(様式)様式第22の書面によりこれを承諾します。

2 (略)

(その他の工事の請求)

第37条 当社は、接続申込者から、別表3(様式)様式第23の書面により第23条(接続用設

接続用設備の設置又は改修以外の工事(以下「その他の工事」といいます。)の申込みがあった場合には、当社が別に定めるときを除き、その申込みを承諾します。この場合において、第13条(事前調査の回答)第2項に規定する工事については、第21条(接続申込み)第1項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなし、第13条(事前調査の回答)第3項に規定する工事については、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなします。

2 (略)

第4章 標準的接続期間

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項、第4項又は第16条(相互接続点の調査)第5項の場合に準用します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1) 当社が、第16条(相互接続点の調査)に規定するところにより相互接続点の調査を行ったとき。

(2)～(7) (略)

第4節 料金の計算及び支払い

(接続料金等の遡及適用)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)、第2表(工事費及び手続費)及び第3表(預かり保守等契約に基づく負担額)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用するものとします。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の扱い

(接続に必要な装置等の預かり保守等契約)

第92条 第16条(相互接続点の調査)の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建

備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修以外の工事(以下「その他の工事」といいます。)の申込みがあった場合は、当社が別に定めるときを除き、別表3(様式)様式第24の書面によりその申込みを承諾します。この場合において、第13条(事前調査の回答)第2項に規定する工事については、第21条(接続申込み)第1項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなし、第13条(事前調査の回答)第3項に規定する工事については、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなします。

2 (略)

第4章 標準的接続期間

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査)第5項、第13条(事前調査の回答)第1項、同条第3項又は同条第4項の場合に準用します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査)に規定するところにより相互接続点の調査を行ったとき。

(2)～(7) (略)

(8) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道に関する情報の提供を受けたとき。

(9) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

(10) 第92条の3(接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち立った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第4節 料金の計算及び支払い

(接続料金等の遡及適用)

第74条 当社は、料金表第1表(接続料金)、第2表(工事費及び手続費)及び第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第92条 第10条の3(相互接続点の調査)の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信

物内に相互接続点を設置する場合は、当社は、接続申込者から、接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等に設置し、保守を行います。この場合において、当社は、接続に必要な装置等を預かり、その設置及び保守の請負に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）を当該接続申込者と締結することとします。

ただし、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できない場合その他特別な理由があるときはこの限りではありません。

2 前項の場合において、接続申込者は、料金表第3表（預かり保守等契約に基づく負担額）に規定する預かり保守に係る費用の負担を要します。

用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを当社の通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約（以下「建設請負契約」といいます。）

(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等において保守する場合

接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）

(3) 接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を保守する場合

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当（保守スペースを含みます。以下同じとします。）の利用に関する契約（以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。）

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。

(1) 建設請負契約を締結する場合

料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用

(2) 預かり保守等契約を締結する場合

料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用

(3) コロケーション・スペース利用契約を締結する場合

料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第1（通信用建物に係る負担額）に規定する費用については、設備保守料を除きます。）のうち該当する費用

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等において設置又は保守するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、その設置又は保守に立ち会うため当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 第10条の5（接続に必要な装置等の設置場所への立入り）第2項及び同条第3項の規定は、前項の場合に準用します。この場合において、同条第2項中「別表3（様式）様式第6の」とあるのは「別表3（様式）様式第26の」と、同条第3項中「別表3（様式）様式第7の」とあるのは「別表3（様式）様式第27の」と読み替えるものとします。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の保守に立ち会うための立入りであって、その保守が接続に必要な装置等の故障を修理するために行われる場合その他緊急やむを得ない場合は、前項において準用する第10条の5第2項の通知は、その立入りを行おうとする日に行うことができるものとし、当社は、特別の事情がない限り、遅滞なく前項において準用する第10条の5第2項の承諾を行います。

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合において

は、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1) その設置又は保守を料金表第2表第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する平日昼間以外の時間帯に実施するとき。

(2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を当社の通信用建物に搬入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがある作業を行うとき。

(3) 当社の発電設備、受電設備又は蓄電池設備が設置されている場所に立ち入るとき。

(4) その接続申込者がその設置又は保守に着手するに当たり、その通信用建物及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。

(5) その設置又は保守を行う当社の通信用建物が当社の指定電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が当社の通信用建物等において工事又は保守を行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) 接続申込者との協議の上その接続申込者から立会いの依頼があったとき。

2 第10条の5(接続に必要な装置等の設置場所への立入り)第2項、同条第3項及び前条第3項の規定は、前項の場合に準用します。この場合において、第10条第2項中「別表3(様式)様式第6の」とあるのは「別表3(様式)様式第28の」と、同条第3項中「別表3(様式)様式第7の」とあるのは「別表3(様式)様式第29の」と、前条第3項中「保守に立ち会うための」とあるのは「保守のための」と、同項中「前項において準用する」とあるのは「第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第2項において準用する」と読み替えるものとします。

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

(1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。

(3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は事業法施行規則第55条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。

(4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があったとき。

(5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙が行われるとき。

第15章 雑則

(6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。

(7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。

(8) 前3号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。

第15章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第94条の2 当社は、当社の通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の有無、その通信用建物の名称、所在地その他の情報について、協定事業者が電気通信回線を通じて閲覧できるよう準備を整えます。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(様式)

第94条の5 この約款の規定に基づく協定事業者（接続申込者を含みます。）からの申込み及びその申込みに対する当社からの回答は、別表3（様式）に規定する様式によるものとします。ただし、別表3に様式の定めがないものについては、協定事業者は、任意の様式により申し込むことができます。

料金表

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1) 実費の適用	2 (手続費の額) の 2 - 2 に掲げる手続費の額は、2 - 3 に規定する算出式により算定する実費とします。この場合、 <u>1 (工事費の額) の 2 - 4 に規定する作業単金を適用するものとします。</u>
(2) ~ (3) (略)	(略)

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考
(1) ~ (7) (略)	(略)	(略)	(略)

料金表

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1) 実費の適用	2 (手続費の額) 2 - 2 (<u>2 - 1 以外の手続費</u>) に掲げる手続費の額は、2 - 3 (<u>算出式</u>) に規定する算出式により算定する実費とします。この場合においては、 <u>第1 (工事費) 2 (工事費の額) 2 - 4 (2 - 3 に適用する作業単金) に規定する作業単金を適用します。</u>
(2) ~ (3) (略)	(略)

2 手続費の額

2 - 1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考
(1) ~ (7) (略)	(略)	(略)	(略)
(8) <u>立会費</u>	1 回 ごとに	第1 (工事費) 2 (工事費の額) 2 - 4 (<u>2 - 3 に適用する作業単金</u>) に規定する作業単金に立会いに要する時間を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額	
	1 回 ごとに	14,743円	

の内容について確認及び調整を行う場合

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

区 分		単 位	備 考
相互接続点調査費	(略)	(略)	(略)

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1) 相互接続点調査費	(略)	(略)	(略)
(2) 相互接続点設置場所に係る情報調査費	相互接続点を設置しようとする通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとっ道に関する情報の提供する場合に要する費用	1 件ごとに	
(3) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他の作業に要する費用	1 件ごとに	

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

建設請負契約において協定事業者が負担すべき額は、次に掲げる算出式により算定します。

建設請負契約に基づく負担額 = 設計費 + 請負工事費 + 材料費 + 付随するその他の費用

(1) 設計費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、作業単金は、第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

設計費 = 作業単金 × 作業時間

(2) 請負工事費は、次の算出式により算定します。

請負工事費 = 委託工事費 + 委託工事に係る一般管理費 + 試験監督等費

ア 委託工事費は、建設請負契約に基づく作業の一部を当社が委託する場合に受託者に対して支払う費用に相当する額とします。

イ 委託工事に係る一般管理費は、次の算出式により算定します。

委託工事に係る一般管理費 = 委託工事費 × 一般管理費比率

ウ 試験監督等費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、作業単金は、第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

試験監督等費 = 作業単金 × 作業時間

(3) 材料費は、次の算出式により算定します。

材料費 = 材料物品費 + 材料費に係る一般管理費

ア 材料物品費は、建設請負契約において必要となる材料のうち当社が提供したものに係る費用とします。

イ 材料費に係る一般管理費は、次の算出式により算定します。

材料費に係る一般管理費 = 材料物品費 × 一般管理費比率

(4) 付随するその他の費用は、労災保険費(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、建設請負契約に関して当社が納付する労災保険料に相当する額をいいます。)その他建設請負契約に係る作業に必要な費用とします。

(5) (1)から(4)までの算定に係る比率は、以下によります。

区分	内容
一般管理費比率	0.164

第3表 預かり保守等契約に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

預かり保守等契約において接続に必要な不可欠な通信用建物の一定の面積を利用するときに協定事業者が負担すべき額は、次に掲げる算出式により算定します。

ただし、当社以外の通信用建物又は土地であって当社が賃借しているものに設置する場合は、(1)ア(ア)の算出式にかかわらず、当該スペース相当の保管料は、当該通信用建物又は土地に関して当社が支払う賃借料を基礎として算出する料金額を適用するものとします。

$$\text{通信用建物に係る負担額} = \text{保守基本料} + \text{電気料} + \text{設備保管料} + \text{付随するその他の費用} \quad (\text{月額})$$

(1) 保守基本料 = 保管料 + 管理費

ア 保管料

(ア) 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとします。)の対価

当該スペース相当の対価は、次の算出式により算定した年額料金の12分の1とします。

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の年額料金	=	通信用建物に係る年額料金 + 土地に係る年額料金	×	当該装置等の占有度
-----------------------------	---	--------------------------	---	-----------

通信用建物に係る年額料金は、次の算出式により算定します。

$$\text{通信用建物に係る年額料金} = \text{設備管理運営費相当} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{税金} \quad (\text{利益対応税、固定資産税及び都市計画税})$$

土地に係る年額料金は、次の算出式により算定します。

$$\text{土地に係る年額料金} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{税金} \quad (\text{利益対応税、固定資産税及び都市計画税})$$

及び の算定に係る設備管理運営費相当、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税は、以下によります。

A 設備管理運営費相当は次の算出式により算定します。

$$\text{設備管理運営費相当} = \text{当該通信用建物の正味固定資産価額} \times \text{類似設備の設備管理運営費比率} + (\text{当該通信用建物の正味固定資産価額} + \text{当該通信用建物の減価償却累計額} - \text{当該通信用建物の残存価額}) \times \text{減価償却率}$$

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

預かり保守等契約又はコロケーション・スペース利用契約において接続に必要な通信用建物の一定の面積を利用するときに協定事業者が負担すべき額は、次に掲げる算出式により算定します。この場合において、当社以外の通信用建物又は土地であって当社が賃借しているものに設置する場合は、(1)アの算出式にかかわらず、そのスペース相当の保管料は、その通信用建物又は土地に関して当社が支払う賃借料を基礎として算出する料金額を適用します。

$$\text{通信用建物に係る負担額} = \text{設備保管料} + \text{設備使用料} + \text{設備保守料} \quad (\text{月額})$$

(1) 設備保管料は、次の算出式により算定します。

$$\text{設備保管料} = \text{保管料} + \text{電気料}$$

ア 保管料

保管料は、接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の対価とし、次の算出式により算定した年額料金の12分の1とします。

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の年額料金	=	通信用建物に係る年額料金 + 土地に係る年額料金	×	当該装置等の占有度
-----------------------------	---	--------------------------	---	-----------

通信用建物に係る年額料金は、次の算出式により算定します。

$$\text{通信用建物に係る年額料金} = \text{設備管理運営費相当} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{税金} \quad (\text{利益対応税、固定資産税及び都市計画税})$$

土地に係る年額料金は、次の算出式により算定します。

$$\text{土地に係る年額料金} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{税金} \quad (\text{利益対応税、固定資産税及び都市計画税})$$

及び の算定に係る設備管理運営費相当、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税は、以下によります。

A 設備管理運営費相当は、次の算出式により算定します。

$$\text{設備管理運営費相当} = \text{当該通信用建物の正味固定資産価額} \times \text{類似設備の設備管理運営費比率} + (\text{当該通信用建物の正味固定資産価額} + \text{当該通信用建物の減価償却累計額} - \text{当該通信用建物の残存価額}) \times \text{減価償却率}$$

B 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税

他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税については、料金表第2 網改造料 2 - 1 算出式を準用するものとし、この場合において「取得固定資産価額」とあるのは「正味固定資産価額」と読み替えるものとします。

及び の算定に係る比率は以下によります。

区分	内容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

(1) 共用電力設備の設置に要するスペース相当（保守スペースを含みます。以下同じとします。）の対価

(ウ) 共用電力設備使用料

イ 管理費

保安警備費、防災設備保守費及び諸経費（共用電力設備に係るものを含みます。）

(2) 電気料

協定事業者が所有する装置に係わる電気料

(3) 設備保管料

ア 装置の保守、立会等に係わる費用とし、設備保守費及び派遣を要した場合の派遣費とします。

イ 設備保守費は次の算出式により算定する実費とします。この場合において、第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2 4（2 3に適用する作業単金）に規定する作業単金を適用するものとします。

設備保守費 = 作業単金 × 作業時間

ウ 派遣費は、当社の電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額とします。

(4) 付随するその他の費用

設備設置及び電力設備設置スペース相当の電気料（照明、空調等）、清掃料その他設備の設置維持に必要となる費用

第2 とう道又は管路に係る負担額

預かり保守等契約において、接続に必要不可欠なとう道又は管路を利用するときに協定事業

B 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税は、第1表第2（網改造料）2（料金額）2 - 1（算出式）の算出式を準用して算定します。この場合において、「取得固定資産価額」とあるのは、「正味固定資産価額」と読み替えるものとします。

及び の算定に係る比率は、以下によります。

区分	内容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

イ 電気料

電気料は、協定事業者の接続に必要な装置等に係る電気料相当とします。

(2) 設備使用料は、接続に必要な装置等の設置に付随して利用する当社の設備の使用料相当とし、次の算出式により算定します。

設備使用料 = 設備管理運営費相当 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税 + スペース相当の対価

(3) 設備保守料は、次の算出式により算定します。

設備保守料 = 保守料 + 派遣料 + その他の費用

ア 保守料は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、作業単金は、第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2 - 4（2 - 3に適用する作業単金）に規定する作業単金を適用します。

保守料 = 作業単金 × 作業時間

イ 派遣料は、電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額とします。

ウ その他の費用は、協定事業者の接続に必要な装置等に関して当社が保守を行うに当たって使用する測定器、試験器その他の装置を用いる場合の使用料相当とします。

第2 とう道又は管路に係る負担額

預かり保守等契約又はコロケーション・スペース利用契約において、接続に必要なとう道又

者が負担すべき金額は、次の算出式により算定します。

1・2 (略)

は管路を利用するとき協定事業者が負担すべき金額は、次の算出式により算定します。

1・2 (略)

別表3 様式

別添による。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(立会費の見直し)

2 料金表第2表第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)の表中第8欄に規定する立会費は、この改正規定の実施の日から1年以内にその額を見直すものとします。この場合においては、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第55号)の施行の日(平成12年10月1日)に遡及して、変更後の額を適用します。

(通信用建物の空き情報等の提供に係る経過措置)

3 第94条の2(通信用建物の空き情報等の提供)の規定により情報を提供する通信用建物は、その準備が整ったものから、情報の提供を行う通信用建物の対象として加えるものとします。